平成28年度 第2回いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (子ども・子育て会議)議事録

1 開催日時

平成29年1月30日(月) 午後3時から午後6時

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎5階会議室

3 出席者

- (1) 児童福祉専門分科会委員(15名のうち14名出席) ※五十音順 猪狩和子委員、猪狩利江委員、伊藤順朗委員、鎌田真理子委員、草野祐香利委員、 櫛田祐子委員、小松直人委員、強口暢子会長(会長)、菅波香織委員、鈴木潤委員、 新谷真澄委員、新妻英昭委員、宮内隆光委員、箭内哲男委員
- (2) 事務局(12名)

こどもみらい部:本田部長、山田次長兼総合調整担当

こどもみらい課: 藁谷課長、永山統括主幹兼課長補佐、七海課長補佐、根本主任主査

兼企画係長、吉田主査、古市事務主任、比佐主事

こども支援課:山形課長 こども家庭課:藤田課長

4 議事

- (1) 報告事項
 - ① 市保育所条例の改正について(資料1)
 - ② いじめ問題調査委員会の設置について(資料2)
- (2) 協議事項
 - ① 子どもの貧困対策のこどもみらいプランへの位置付けについて(資料3)
- (3) その他
 - ① いわきネウボラについて(資料4)
 - ② 豊間保育園の再開時期について(資料5)
 - ③ 湯本第二幼稚園の休止について(資料6)
 - ④ 子育て支援員研修の実施結果について(資料7)

5 その他

(1) 会議の成立

事務局より、委員15名中14名が出席しており、いわき市社会福祉審議会条例第 5条第3項の規定による半数以上の出席があり、会議が成立していることを報告 した。

(2) 会議開催形式

本日の会議を公開することについて、情報公開等の観点から特に支障が生じる 事由がないことを確認した。

議事録の作成については、議事に直接関係する発言又は説明内容のみを記録し、 委員名を記録しない「要点筆記方式」で作成することとした。

- (3) 議事署名人
 - 会長の指名により、箭内哲男委員と櫛田祐子委員の2名を選出した。
- ⑷ 傍聴人
 - 1人

6 発言内容

- (1) 報告事項
 - ① いわき市保育所条例の一部改正ついて(資料1)

発言者	発言内容
会長	いわき市保育所条例の一部改正について、事務局からの説明を求める。
事務局	資料1に基づき説明(こどもみらい課長)
会長	みなさんの方からご意見等あれば伺いたい。 特にないようなので、次に進みます。

② いじめ問題調査委員会の設置について(資料2)

発言者	発言内容
会長	いじめ問題調査委員会の設置について、事務局に説明を求める。
事務局	資料2に基づき説明(こどもみらい課長)
会長	事務局の説明に対し、何か意見・質問があれば発言願いたい。
F 委員	いじめ問題対策委員会、調査委員会の2つの組織が新設されるということだが、どちらもいじめの個別具体的な重大事態が発生した時にそれを調査するという理解で良いかということと、県のいじめ問題対策委員会では、対象の児童や保護者が(委員である)弁護士に色々相談してしまった結果、当該委員が利害関係者になってしまい、対応が困難となったケースがあった。そのような場合、いわき市としては、どのように対応するか決まっていたら教えてほしい。
事務局	一点目について、まず事案が発生した時に調査するのは教育委員会で
	あり、その上で市長が必要と認めた場合、市長部局において再調査を実

施することとしている。

二点目については、現在、県の動向などを踏まえ、市でもいじめ問題 調査委員会を常設機関として設置し、学習会などを実施することを検討 している。

委員構成については、当該委員が利害関係者なる場合等も想定に入れ、 適宜選定していきたいと考えている。

会長

社会福祉協議会で実施している困りごと相談では、弁護士会から当番で弁護士が派遣されている。

いじめ問題調査委員会についても弁護士会として契約を結べば、基本 的にはこの弁護士ということを決めて、利害関係が発生した時には他の 弁護士というように対処出来ると思う。

その他、関連する意見などあれば伺いたい。

B委員

いじめ問題について、現場の先生も色々と大変で苦労していると聞いている。

委員構成で教育分野とあるが、教員の立場として現場の思いをしっかり発言出来る方を選んで欲しいと思う。

A委員

会津であった事例で、スクールソーシャルワーカーの委員については、 利害関係のない他の地域の方から選任された事例があった。

固定的に委員を定めておくというよりは臨機応変にメンバーがそのケースによって選任されるような弾力的な運用が必要と思われる。

会長

例えば、弁護士ならば弁護士会にケースに応じた委員の推薦を依頼する形で、今後検討していくということでよいか。

(いじめ問題調査委員会は)6月から実施予定ということだが、常設機関として設置し、学習会等を行うとともに事案があれば開催し、その際、利害関係のない委員に替えられるような組織体制を作っておくということでよいか。

事務局

その通りである。

会長

その他、みなさんの方からご意見等あれば伺いたい。

F委員

今回の調査委員会のような事後対応の部分とは別の、いじめ防止対策の観点からの話になるが、現在、弁護士会ではいじめ防止のための出前の講座を一昨年くらいから行っているが、いわき市の小中学校からの申し込みが非常に少なく、一方、中通りは申込みが多く、対応に困ってい

	る状況となっている。 講座は、かなり好評であり、弁護士会も一生懸命やっているので、いわき市と連携するなど共有出来たらと思うのでよろしくお願いしたい。
会長	事務局、教育委員会含めて対応お願いしたい。
I 委員	今回のいじめ問題調査委員会は重大事態が発生した場合であるが、いじめに係る重大事態は発生しないよう事前に何が出来るかということだと思う。 先ほど、F委員の話にもあったように、日頃の学校や教育委員会のいじめ防止対策の活動がある程度あって、今回の委員会の設置であれば良いと思うが、その辺の(いじめの防止対策)が表には出てこないと思う。
会長	教育委員会では、いじめのないまちづくり推進本部を設置しているので、ここの活動内容について、もう少し市民にわかるように知らせてほしいということで、事務局に対応お願いしたい。その他、何か質問等はありますか。何か意見があれば、大事なことなので、分科会後でも事務局に意見をお願いしたいと思う。特にいわきの場合は避難されている方もいることを踏まえると、しっかり取り組んでいかなければならないことだと思うのでよろしくお願いしたい。

(2) 協議事項

① 子どもの貧困対策のこどもみらいプランへの位置付けについて(資料3)

発言者	発言内容
事務局	資料3に基づき説明 (こどもみらい課長)
会長	みらいプランへの位置付けをどうするかという話だが、資料3の協議 事項である施策体系への位置付けについて、今回改めて位置付けるか既 存の体系に位置付けるか協議を行いたいということで、新たに位置付け るとした場合、どのような考えなのか説明をお願いしたい。
事務局	例示としては、資料3にあるこどもみらいプラン施策体系の基本目標 Ⅲ-4 (p2)「支援を必要とする子どもとその家庭への取り組み」、に 新たに項目を設け、関連事業を集約する形で、位置付けていくことを想 定している。
会長	みなさんの方からご意見等あれば伺いたい。

D委員

事務局の説明を受け、子どもの貧困という言葉を聞いていると切なくなるなと感じたため、表記の面で貧困という表現に工夫が必要と考える。 子どもが多い世帯は、(子どもの貧困とは)別の枠にしてほしい。

また、いわき市の貧困のデータがないということで、貧困に該当する 世帯について、経済面なのか相対的なものなのか、貧困の対象がわかり にくく感じた。

A委員

現在、福島大学で子どもの貧困の調査していることはメディアなどでわかるが、いわき市の場合、就学援助の対象となっている人がだいたい貧困と重なってくると思っていて、就学援助を受けている人の割合が分かれば、ターゲットを絞れるのではないか。

また、大阪市とかいろいろな自治体で全世帯に対してライフスタイルなど様々な面から貧困の調査を実施する例もある。

いわき市での子どもの貧困調査について、今後どのように考えている か確認したい。

二点目は生活困窮者自立支援法とセットにして子どもの貧困をそこで みられるようなものが出来るのではないか。

三点目は子どもの貧困状態というのは誰からも反発を招かないと思うので、ここを突破口にして子どもが小さいうちから支援出来るような対策があればいいと思う。

四点目が居場所づくり、さらには今活発ではないが若者の就労・自立を支援する地域若者サポートステーションや様々な理由により家庭で暮らすことが出来ない青少年が入所し、自立を目指す自立援助ホームなど、既存のものから何か出来ることはないかと思う。

会長

他にご意見等あれば伺いたい。

今回、議題に上がっているのは子どもの貧困をこどもみらいプランの 既存の体系の枠組みの中にいれていくのか、特出しをするかについての 審議の課題も与えられているので、もう少しその点をみなさんから意見 を出していただければと思うが何かありますか。

F委員

私は民間団体で子ども食堂の取り組みに関わってきているが、こういった民間の活動をしている時にどうしてもハードルとなるのが、貧困で支援を必要とする対象の方の名簿を手に入れられないことで、結果的に広く浅くとなっていろんな方を対象としてやらざるを得ない。

そういう意味では、情報を持っている行政しかターゲットを絞ってア プローチ出来ないため、子どもの貧困については行政の役割として残さ れているのではないかと思う。

I 委員

全体の対策(広く、浅くという部分)と、特化した対策部分(きちんと対象をはっきりさせて)も設け、明確に分けて進めた方がいい。

全体の対策と特化した部分の両方を進めていったほうがいい。

会長

他にご意見等あれば伺いたい。

事務局の方で何か考え方があればお願いしたい。

事務局

(D委員の意見にあったように)、特化しすぎると貧困のための事業だと認識が強く、抵抗を感じてしまう心理は十分に想定されるところである。

A委員の意見について、現在県で実施している、子どもの貧困の調査でいわき市分というのがあり、子どもの一般世帯、児童扶養手当の受給世帯、準要保護世帯、生活保護受給世帯の合計300世帯にアンケートを配布し、3月末くらいに公表される調査結果に基づいて、類推するところは類推して、実際その中での貧困というのはどういうものなのかを捉えていきたい。

それから、二点目の生活困窮者の自立支援の方とのセットという話について、生活困窮者自立支援制度については保健福祉部との所管であるが、その中で子どものいる世帯がどうなっているか情報共有しながら、可能な限り連携していきたいと考えている。

三点目の小さいうちに支援対策を組むということについて、これはネウボラと被る部分ではあるが、出生時期からのセーフティネットとして対応していきたいと考えている。

四点目の居場所づくりについて、F委員の子ども食堂の話とも関連してくるが、これまでの委員の皆さんの話を聞いていて、対象者を限定せず、居場所づくり全体の中で子どもの貧困も範囲として入るようになると思われる。

また、地域若者サポートステーションについて、今後の動きを把握しながら連携出来るところは連携したいと考えている。

会長

そのほか、事務局からの説明を踏まえて、何か意見・質問があれば発 言願いたい。

I 委員

位置付けにより生じる貧困の差別化の問題は、位置付けることとは別の問題であり、やり方の問題だと思う。

どういう人たちに何をしてあげられるかをはっきり伝えるという意味で、貧困ということを解消するのだったら対策をまとめるべきだと思う。

会長

私はプランの位置付けについては全体的にしても、課題ごとの事業ではきちんと特化することが必要だと考える。

今は(子どもの貧困対策を)どのようにこどもみらいプランの中に落と しこむかということなので、その辺りについて意見をお願いしたい。

H委員

土曜学習推進事業について、募集期間が年度の初めのみとなっていて、 この内容であれば参加したいと思っても、途中からは参加出来ないので、 参加したい時にいつでも参加できる事業であれば、いろんな子が参加出 来ると思う。

C委員

こどもみらいプランは、いわき市の全ての子どものためのプランであると思うので、この中に位置付けられていくということでいいと思う。

先ほど、事務局より貧困について絶対的貧困と相対的貧困の説明があって、相対的貧困のところは今ある施策の中に入れていけると思う。

経済的貧困などの絶対的貧困のところは特化すべき内容で、先ほどの 事務局からの説明のように「支援を必要とする子どもとその家庭への取 り組み」の中の一つとして、出していく必要があると思う。

先ほど、居場所づくりの話も出たが、私は地域の助産師として産前産 後の人々に関わることが多いが、居場所もなく金銭的余裕もない人に関 わることもある。

貧困という問題に限らないが、地域の身近なところで、どう支えていくかというところが、子育てする環境には必要と感じた。

F委員

いわき市では平だけでなく、小名浜でも子ども食堂が始まったが、先ほどの話にもあったように子どもの居場所づくりがすごく大切だと思いやっているが、食事提供だけに止まらず、子どもの貧困対策というところにもすごくつながっていくのかなと思う。

また先日、県の方から団体に助成したいという話があったが、母子世帯分のみの補助というところで、結局私たちの団体では難しいということになった。

県では団体に助成して委託するという方向性が見えている中で、いわき市としても居場所づくりとして、積極的に委託して助成金を出すような枠組みを考えているのか伺いたい。

A委員

先ほど、他の委員からの貧困という言葉に対する話を聞く中で、やは り抵抗感のある言葉だと思った。

子どもの権利条約を1994年に日本が批准をして、やはりそこはゆるぎない最低レベルの子どもの権利なので、どんな家庭に生まれたとしても生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利という条約の4原

則がきちんと担保されて、地域で健やかに育つことが、やはり根底にあると思う。

子どもの貧困というのは、行政の方が話されているように市民の生活 体系保障の観点からも取り組む必要がある。

経済的に裕福な家庭でも、養育態度がきちんとしていない家庭もある ので、経済的な問題だけではないということが子どもの育ちには重要だ と思う。

また、子どもの貧困関連施策について、子どもの体験活動が狭まって きているという話もあるので、子どもたちの生活上のスキルが身につく ような文化的なことも含まれてくるといいと思う。

引きこもりの問題は40、50代まで延長されているので、この事業の中に落とし込んでいただけることをお願いしたい。

会長

その他、ご意見等あれば伺いたい。

B委員

子どもの貧困については、項目を起こした方が動きやすいし、はっきりするのではないかと思う。

子どもの貧困を特化することによって生じる、実際のご家族、お子さんに対する偏見の可能性については別の問題だと思う。

会長

生活困窮者自立支援事業では世帯の生涯設計や子どものことを相談したりということで、これが充実していくと基本的に経済的なところは支えられ、それ以外は貧困であるなしに関わらず、子どもたちの置かれている環境をどういうような豊かな環境にすることが必要なのかなと思う。

その他、意見等あれば伺いたい。

F委員

ある私立高校の例であるが、去年は県立高校との併願を禁止する形で滑り止めとして受けることが出来ず、今年は約30万円の入学金を納入すれば併願が可能となったが、県立高校に合格し、私立高校の入学を辞退する場合には返しませんという学校がある。

こうなると経済的に裕福でないご家庭のお子さんは、その私立高校を 受験出来なくて、選択肢が狭まり、人生が変わってしまうこともあると 思う。

私立学校なので、市の問題ではないが、そのような問題があることについても、貧困に関連する場合も考えられることから情報共有したい。

L委員

こどもみらい部で子どもの貧困に対する計画を立てて頂いたあと、学 習に関する部分などについて、具体的に動くのは各課(学校)であると思

	うので、私たち(学校)としては、どの子どもにも学習機会が保障される ような動きをしていきたいと思った。
J委員	親の立場からすると仕事が忙しくなって、子どもの面倒があまり見られないことがある。 例えば、給食費の未納や国民健康保険の未納など市の方で張れるネットで、その対象となる方に相談や情報提供などアクションがあると親のほうは立ち止まって見直すきっかけになると思う。
会長	ここまで出た意見を踏まえ、事務局から提案していただければと思う。
事務局	委員の皆さんから子どもの貧困について様々な意見があったので、今回の意見を踏まえ、次回以降に再度協議させていただきたい。 平成29年以降については、こどもみらいプラン自体も需給計画の改定の必要もあり、今回がコンクリートではないということで進めていきたいと考えている。
会長	今日の議論は皆さんのご意見をいただいて、事務局で再度提案をする ということなので今回は、次回以降に再協議することとして整理したい。 その他、子どもの貧困について、参考になることがあれば、後ほど事 務局に意見など届けて頂けたらと思う。

(3) その他

① いわきネウボラについて(資料4)

発言者	発言内容
事務局	資料5に基づき説明 (こどもみらい課長)
会長	先ほどの貧困の問題いろんな議論があったが、ネウボラの中でも子ど もの貧困について議論するところがあると思う。 事務局の説明に対し、何か意見・質問があれば発言願いたい。
G委員	ネウボラについて、妊婦全員のアセスメントを実施するということで 本当にありがたい取り組みだと思うが、少し不安なのが、現在の保健師 数が十分とは言えないような状況で、例えば全数面接や支援プランの作 成などを行う保健師を確保が出来るのか確認したい また、配置するのが子育てコンシェルジュと保健師で、さらには産前 産後のサポート体制の強化ということで助産師と専門職の方とあるが、 これはどのくらいの割合で助産師の方を配置する予定なのか教えて欲し

*ل*١,

事務局

保健師の確保については、現在様々なところに伺いながら、人員体制を整えているところであり、今年度末までに確保したいと考えている。

ネウボラについては、平成29年4月からは研修を行い、実施は平成29年7月を予定している。

それから、産前・産後サポートのところに出てくる助産師等専門職について、これは地区保健福祉センターに配置するのではなく、支援メニュー実施のなかで各種事業があって、例えば助産師何でも相談会などの事業の一つに関わってくるというものである。

会長

専門職を確保するのもなかなか大変なのでその辺りの心配も出てくるかと思う。

その他、みなさんの方からご意見等あれば伺いたい。

E委員

ネウボラにおける子育て期というのは、どの範囲までを想定している か確認したい。

事務局

就学前までを考えている。

A委員

今回のいわきネウボラにおける専門職について、地区センターには、 ソーシャルワーク的な機能があるが、ソーシャルワーカーが配置されて いないという事で、どうしても医療モデルに偏ってしまうのではないか という懸念を持っている。

人材の確保は少し厳しいかもしれないが、精神保健福祉士や社会福祉士などの専門職をコンシェルジュに代わって、少しでも配置していくと、今後の全世代型包括支援に向けた取り組みに移行していった時に、マンパワーの育成という意味でも必要だと思うので、専門職の配置も検討入れていただけるとありがたい。

事務局

現在、市が考えているのは、(仮称) すこやか支援チーム、地区保健福祉センター内の次長をトップとして、ケースワーカー、家庭相談員等をメンバーとするチームを組んで、アプローチしていくようなイメージである。

ただ、社会福祉士等の専門職が、市では多く採用しているわけではないので、いきなり揃うことはないが、年次採用計画をもって取り組んでいるので、今後長いスパンで徐々に浸透していくものと思われる。

会長

地区センターを中心に体制を作っていくということなので、児童担当

ケースワーカーなどが関わる可能性もあると思う。

職員を採用するとなると、なかなか数のこともあるが、専門職の確保 についても今後、考えていただければと思う。

B委員

今朝のNHKのニュースでネウボラについて取り上げられていて、フィンランドの方では保健師さんが一人のお子さんについて生まれてから就学期までケアをするというような内容であった。

いわきネウボラについて、フィンランドと全く同じことを出来るわけではないと思うが、相談窓口があって、そこに行けば担当の方なり、司令塔のよう方が相談内容に応じて、各担当につなぎ、支援を行ってくれるのかなというイメージを持っている。

現在は、子育て相談ということで子どもの問題行動があった時に、教育委員会や地区保健福祉センターなど様々な機関があって、親はまずどこに行けばいいのかわからない。

そういった状況に置かれた時、探し回るのではなくて、ネウボラの窓口に行ったら、その中で全て対応出来る体制で行うのか確認したい。

それから、7つの地区保健福祉センターに集約するということだが、 先日、子どもの預け先を探している方がいたので、地区の子育てコンシ ェルジュに相談し、他地区の施設について聞いたところ、担当地区外な のでわからないため、該当する地区に直接問い合わせてくださいとの返 答であった。

地域をまたいだ場合に、保護者の方が小名浜に住んでいても職場に近い平で探すなど、その辺りは調査で分かっていると思うが、地域が違っても連携しているように見えるが、実は連携出来ていないというのが心配であり、その点についてどのように考えているかお聞きしたい。

事務局

一点目について、この場所に行ったら(完結する)というイメージであるが、ワンストップ拠点については宣伝を行い、また大きく体制も変わるので周知について十分に努めて参りたいと考えている。

それから、子育てコンシェルジュの件について、所管が当該地区センだとしても、他の地区センでも同様のサービスが受けられる仕組みとしたいので、初回面接が別の場所の方だったとしても連携して、担当地区に引き継がれていくよう対応を統一していきたい。

B委員

その時に、最初に相談した内容がそのまま引き継がれないと大変だと 思う。

そういう意味では最初に言ったフィンランドの事例のように、一人の お子さんに対して担当の保健師さんが決まっているとその方が生まれた 時からこのお子さんの担当としてつないでいける。 また幼稚園と小学校をつなげる場合も、発達障害があるお子さんの連携でなかなかうまくいかないこともあるので、支援の必要度の高い方については、十分な連携を検討していただけけると利用する方にとってはいいと思う。

事務局

現在、保幼小の連携の仕組みの方も検討しているところであり、就学期に至るまで切れ目なくテーマで考えている。

情報についても、切れ目なく伝えられるように努めて行きたいと考えている。

会長

私も行政にいた経験とすると、7地区保健福祉センターで情報共有してどこにいっても同じような対応が出来る環境をいかに作れるかという思いがあった。

現在、社会福祉協議会でも13地区あり、同じように対応が出来ないことをいつも悩んでいて、共通の認識をもつために会議を開催するなど色々と実施しているが、そんなことを意を用いながら、よりみなさんの協力を得ながら地区センターで完結するようなものになっていければいいと思う。

F委員

業務上、子どもに関するトラブルの相談を受けることがあり、妊娠期とか産前・産後のトラブルが少なくないと感じている。

そういった時に、私は法律家ですが、カウンセラーのように話を聞く ことが多かったので、そういう状況の方をネウボラの担当の方の窓口に つなげたらいいなと今日の説明を聞いて思った。

全ての家庭のニーズの把握、妊婦全員のアセスメントの記載があるが、 例えばDVの被害を受けて殴られたが、病院の診察を受けた際には殴られ たことを話さない方がいる。

そういう意味ではアセスメントのところをどれくらい正確に聞き取れるかということが必要で、外部の人間が聞き取ったことが、もしネウボラ担当者に情報提供など連携が出来たら、よりうまくいくと思う。

ご本人の意向など壁はあるかと思うが、そういった連携についても検 討して欲しい。

D委員

産前・産後のケアについて、前回も話が出たと思うが産後・産前うつにかかるお母さんも多くいるということだったので、ネウボラの中で精神的な面を支えてあげられるような支援があるとよりいいと思う。

また、昨今よく乳がんについて、とりざたされていることが多いと思うが、40歳を過ぎてからだと一般的に乳がん検診が受けられるが30代での受診は窓口が狭いイメージがある。

自分の妻も30代半ばになって5人子どもを産んでいるが、多く子どもを出産した人は乳がんになる確率が高いと言われているらしく、すごく気にしているので、乳がん健診についても(ネウボラの)枠組みの中に入れていただければありがたい。

会長

事務局は直接関係するような機関に情報提供をお願いします。

H委員

産婦人科の数について、いわき市の中で出生率との比較で適正なものなのか疑問に感じている。

知り合いが平に住んでいるが小名浜(の病院)まで通わなければならない例もあり、肝心の産婦人科の数について、わかる範囲で知りたい。

事務局

現在市内の産科は6施設あり、10年前から半減している。

場所によっては先生が一人の場合もあり、そういう場合、生まれる場合の日付で受診人数が制限されているなどの状況がある。

会長

対策について、なかなか大変だと思うが、情報共有ということでお願いしたい。

C委員

今後、ネウボラ実施にあたり、(情報共有等を行うための)システムが 導入される予定があるのか確認したいのと、地域との連携体制というこ とで協議会の設置は検討していると思うが、どのくらいまでに実施する ものなのか教えてほしい。

事務局

システムについて、既存のシステムで対応する予定である。 協議会については7月を目標に立ち上げたいと考えている。

A委員

先ほどの居住地の話もあったが、どうしても問題となる方は地域の中で沈んで見えなくなってしまう傾向にある。

例えば、DVを受けて身を隠すとか居住地がわからなくなってしまう「消えた児童」のような問題もあるが、そのような問題をどのように支援していくのかということも、今後検討が必要と考えているので、市においても、十分認識してほしい。

K委員

息子が生まれた時の話だが、クレチン症(先天性甲状腺機能低下症)の 検査にひっかかり、0歳の時から今も薬を飲んでいる。

私はこの病気を初めて聞いたが、市の保健師に相談した際は「クレチン症の人はたくさんいるよ」の回答で済まされてしまい、その後何も聞けなくなってしまった。

確かに重度の障害の子どもたちのことを思えば、大したことのない病気かもしれないが、一生ついてくる病気でもあるので、そういった時に的確なアドバイスをしてもらいたかった。

あまり対象者のいない障害であっても、親にとっては重大なことであり、どう対応して良いかわからないことばかりなので、障害児を持つ親にも的確なアドバイスをしていただけるようにネウボラでも対応してほしい。

事務局

いわき市に初めて来た方などがコンシェルジュの窓口に来て、例えば 子育て団体などを紹介すると、教えてもらって、ありがたかったという 話もある。

コンシェルジュ相談では保育所、幼稚園の案内だけではなく、子育て 団体との関係についてもワンストップとなっていて、情報提供を行った ことをきっかけとして、その後、悩みを抱えている方の相談に乗ること についてはネウボラの広い中での一つになると思う。

会長

次の議題に進む。

- (2) 豊間保育園の再開時期について(資料5)
- (3) 湯本第二幼稚園の休止について(資料6)

発言者	発言内容
事務局	資料5、6に基づき説明(こどもみらい課長補佐)
会長	二つの説明がありました 事務局の説明に対し、何か意見・質問があれば発言願いたい。
H委員	平成27年度に公立幼稚園の議論はしたが、私としては反対であった。 やはり、公立には公立の役割があるのではないかと思う。 ネウボラの7つの地区に一つずつ、公立幼稚園を残す方向にならない かと思う。
会長	幼稚園も色々あるが、子どもが減っている中では、公立・私立ということではなくて、環境が変わってきているということもあると思う。 これまでの審議の経過もあり、保護者にも了解を得たということでやむを得ないことだと思う。

(4) 子育て支援員研修の実施結果について(資料7)

発言者	発言内容
事務局	資料7に基づき説明(こどもみらい課長)
会長	事務局の説明に対し、何か意見・質問があれば発言願いたい。
A委員	先週の新聞の一面に無認可保育園の事故の責任は行政も関与するというような記事があったかと思うが、無認可保育園に対する行政の監査体制や責任について確認したい。
事務局	無認可保育園については届け出を出すことになっており、毎年、担当 部署において、定期的に監査を実施している。
会長	監査を行うことが責任を負うということですね。 いわき市は中核市なので直接監査権をもっており、福島県だと郡山市 といわき市は直接市内の無認可保育園の監査を行っている。
G委員	私の所属している全国保育協議会としての意見を述べたい。 子育て支援員研修というのは、保育所の増加に伴う保育士不足や、新 しい事業がスタートし、それに伴う担い手不足がある中で、保育士の資

格がなくても、研修を受ければ担い手になれるということで、国の通知 などを元に研修を実施しているため、様々な事業の担い手として十分に 活躍出来ると思う。

ただ、子どもの人数の少ない時間帯といえども、やはり認可保育所であるし、夕方のおやつの時にアレルギーを持つ子などもいるので、原則として認可保育所における保育というのは、国家資格である保育士の資格をもった職員が行うのが大前提であることをご理解いただきたい。

その上で、どうしても保育士だけで賄えない、子どもたちを見る人が いない場合に子育て支援員の出番になってくると思う。

また、保育士資格を持った方の復職支援について、市では既に様々な 取り組みを実施していると思うが、今後も引き続き力を注いでいただき たい。

我々も協力していきたいと考えている。

会長

保育士が前提となる原則を忘れないようにして、私たちも確認してい けたらと思う。

その他、意見等がなければ、以上で本日与えられた議事の全てを終了する。

以上をもって、私の本日の任を解かせていただく。

皆様のご協力ありがとうございました。